

岩手県農業用施設等安全構造指針

(目的)

第1 この指針は、農業用施設等の建築に当たり従うべき構造基準を定めること等により、農業用施設等の構造上の安全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「農業用施設等」とは、次の1又は2のいずれかに該当する工作物であって、その建築に係る経費の財源に、原則として、県の補助金（県の補助金を財源とした県以外の者の補助金等（以下「間接補助金等」という。）を含む。）を充当している工作物をいう。

1 簡易な構造によるもの

(1) 用途

次のアからキまでのいずれかに該当するもので、不特定多数の者が利用しないもの

- ア 水稻の育苗施設
- イ 野菜の育苗及び栽培等施設
- ウ 果樹及び花きの育苗及び栽培等施設
- エ 葉たばこ等の育苗、栽培及び乾燥施設
- オ 菌茸類の栽培等施設
- カ 壮蚕飼育施設
- キ 畜舎及び堆肥舎

(2) 構造

- ア 上部構造は、ボルト固定等のみで接続し、組立解体が容易であること。
- イ 屋根及び壁は、ビニール、フィルム、シート等膜状の材質であり、かつ、容易に脱着できるものであること。

2 ガラス等硬質材被覆ハウス

(1) 用途

上記1(1)のアからカに該当するもので、不特定多数の者が利用しないもの

(2) 構造

屋根にガラス又は硬質プラスチック板を用いるもの

(構造基準等)

第3 農業用施設等を建築しようとする者（以下「施設設置者」という。）は、当該農業用施設等が次の表の左欄に掲げる農業用施設等の構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める構造基準等（以下「構造基準等」という。）に従って建築しなければならない。

構 造	構造基準等
鉄骨ハウス（金属質の構造部材を用いて構成された骨組をプラスチックフィルム等膜状の材質で被覆した工作物で、原則として、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m ² 以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するものをいう。以下同じ。）	園芸用施設設計施工標準仕様書（一般社団法人日本施設園芸協会策定）

鉄骨補強パイプハウス（屋根又は主要な骨組が鋼管で構成されており、コンクリート製などの置き基礎と鉄骨の柱・梁等で補強され、プラスチックフィルム等膜状の材質で被覆した工作物をいう。）	園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針（一般社団法人日本施設園芸協会策定）
低コスト耐候性ハウス（鉄骨ハウス又は鉄骨補強パイプハウスのうち、原則として、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有する工作物又は50kg/m ² 以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する工作物であって、かつ、同等の耐候性を備えた鉄骨ハウスの平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものをいう。以下同じ。）	低コスト耐候性鉄骨ハウス施工マニュアル-風対策-（一般社団法人日本施設園芸協会策定）及び低コスト耐候性鉄骨ハウス施工マニュアル-雪対策-（一般社団法人日本施設園芸協会策定）
パイプハウス（小径の鋼管を用いて作られた骨組をプラスチックフィルム等膜状の材質で被覆した工作物をいう。）	地中押し込み式パイプハウス安全構造指針（一般社団法人日本施設園芸協会策定）
ガラス等硬質材被覆ハウス（金属質の構造部材を用いて構成された骨組をガラス又は硬質プラスチック板で被覆した工作物で、原則として、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m ² 以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するものをいう。以下同じ。）	園芸用施設設計施工標準仕様書（一般社団法人日本施設園芸協会策定）

2 第1項の表の左欄に掲げる構造以外の構造の農業用施設等の施設設置者は、当該農業用施設等の建築に当たり、一般社団法人日本施設園芸協会が発行する園芸用施設安全構造診断証の交付を受けなければならない。

（構造基準等の適合確認等）

第4 施設設置者（第3第2項に規定する農業用施設等の施設設置者を除く。）は、農業用施設等の建築工事に着手する前及び建築工事が完了した後に、当該農業用施設等が第3第1項に規定する構造基準等に適合することを確認しなければならない。

2 施設設置者は、前項に規定する確認を行う場合は、農業用施設等の建築工事に着手する前にあっては第1号に規定する様式を、完了後使用する前にあっては第2号に規定する様式を徴収し、又は作成しなければならない。

(1) 次のア及びイに掲げる建築の方法の区分に応じ、それぞれア及びイに定める様式

ア 請負施工、委託施工又は代行施工による建築 農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書（設計）（様式第1号）

イ 直営施工による建築（施工に関する部分に補助を受ける場合に限る。） 農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書（設計）（様式第2号）

(2) 次のアからウまでに掲げる建築の方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める様式

ア 請負施工、委託施工又は代行施工による建築 農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書（完了）（様式第3号）

イ 直営施工による建築（施工に関する部分に補助を受ける場合に限る。） 農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書（完了）（様式第4号）

ウ 直営施工による建築（施工に関する部分に補助を受けない場合に限る。） 農業用施設等補助事業に係る安全構造確認書（完了）（様式第5号）

3 施設設置者は、第1項の規定による確認を行った場合は、速やかに前項に規定する様式及びその添付書類を知事又は広域振興局長に提出しなければならない。この場合において、提出に係る農業用施設等が間接補助金等に係る農業用施設等であるときは、当該間接補助金等を交付した者を經由するものとする。

4 前3項の規定は、第3第2項に規定する農業用施設等の施設設置者について準用する。

（構造基準等の周知）

第5 農業用施設等のうち鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス又はガラス等硬質材被覆ハウスを設置した者は、耐雪強度及び消雪装置の概要を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（補則）

第6 この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が定める。

附 則

この指針は、平成28年9月6日から施行し、同日以後に施設設置者が申請した補助事業に係る農業用施設等から適用する。

附 則

この指針は、令和2年6月19日から施行し、同日以後に施設設置者が申請した補助事業に係る農業用施設等から適用する。

附 則

この指針は、令和4年4月28日から施行し、同日以後に施設設置者が申請した補助事業に係る農業用施設等から適用する。

附 則

この指針は、令和5年2月14日から施行し、同日以後に施設設置者が申請した補助事業に係る農業用施設等から適用する。